

令和8年6月 26日

企画政策課

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠)に係る事務手続誤りについて

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠)において、事務手続の誤りにより、町民への給付金に充てべき国からの交付金の一部を返還せざるを得なくなりました。

1 返還額

令和6年度交付決定額①	48,500 千円
令和6年度実績報告額②	37,030 千円
返還額(①－②)	11,470 千円

2 原因

令和6年度完了実績報告において、令和6年度から令和7年度へ繰越を行い給付した事業費を、令和7年度の完了実績報告に記載するものと誤認し、本来計上すべき令和6年度実績報告額として計上していませんでした。その結果、実績報告額と交付決定額の差額が生じ、その額を不用額として報告したため、返還を求められたものです。

3 再発防止策

関係課担当者を集めた進捗管理会議の実施、制度内容の確認の徹底、複数職員によるチェック体制の強化、職員研修の充実など再発防止策を講じ、町民の皆様からの信頼を回復できるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

※今後、関係職員については、懲戒処分審査会において厳正な審査を行います。

また、町長・副町長については、給与等の減額について9月議会での上程を予定しています。

問合せ先 企画政策課（亀山）

電話 0942-92-2188 mail:kikaku@town.kiyama.lg.jp